

高額療養費制度の見直しに関する変更点について

令和8年8月から「高額療養費制度」が変わります、この改定は国の制度改正によるものです。

所得区分ごとの自己負担額が見直され、新たに年間上限制度が導入されました。

新たに導入される年間上限制度により、1年間の医療費負担が軽減される場合があります。

毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療費の自己上限額を超えた場合に、超えた分を後から加入している健康保険(保険者)から払い戻し(償還払い)を受けることができます。

※詳しい内容についてはご加入の健康保険(市役所・健康保険組合・協会けんぽ等)にお問い合わせください。

【70歳未満の患者】

所得区分	2026年7月まで		2026年8月から		
	月額上限	多数該当	月額上限	多数該当	年間上限
ア	252,600円+ (医療費-842,000)×1%	140,100円	270,300円+ (医療費-901,000)×1%	140,100円	1,680,000円
イ	167,400円+ (医療費-558,000)×1%	93,000円	179,100円+ (医療費-597,000)×1%	93,000円	1,110,000円
ウ	80,100円+ (医療費-267,000)×1%	44,400円	85,800円+ (医療費-286,000)×1%	44,400円	530,000円
エ	57,600円	44,400円	61,500円	44,400円	530,000円
オ	35,400円	24,600円	36,900円	24,600円	290,000円

【70歳以上の患者】

所得区分	2026年7月まで		2026年8月から		
	月額上限	多数該当	月額上限	多数該当	年間上限
現役並み 所得者Ⅲ	252,600円+ (医療費-842,000)×1%	140,100円	270,300円+ (医療費-901,000)×1%	140,100円	1,680,000円
現役並み 所得者Ⅱ	167,400円+ (医療費-558,000)×1%	93,000円	179,100円+ (医療費-597,000)×1%	93,000円	1,110,000円
現役並み 所得者Ⅰ	80,100円+ (医療費-267,000)×1%	44,400円	85,800円+ (医療費-286,000)×1%	44,400円	530,000円
一般	57,600円	44,400円	61,500円	44,400円	530,000円
低所得者Ⅱ	24,600円	—	25,700円	24,600円	290,000円
低所得者Ⅰ	15,000円	—	15,700円	—	180,000円